

献 辞

前嶋京子先生は、二〇二一年三月をもって、甲南大学を定年退職されることになりました。先生は、一九五二年四月一六日に大阪府で生まれ、一九七六年三月に大阪大学法学部を卒業後、同年四月に大阪大学大学院法学研究科前期課程に入学、一九七八年四月に同研究科後期課程に進学されました。一九八一年四月から下関市立大学経済学部専任講師、助教授、教授、一九九七年四月からは帝塚山大学法政策学部教授を務められました。本学には二〇〇四年四月法学部教授として着任され、一七年にわたって商法担当として教育・研究に尽力されました。

前嶋先生は、商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法、保険法といった法律、内容等多岐にわたる商法分野の科目をすべて担当され、とりわけ改正の多い商法分野の講義において、最新の情報で教育されることに努められました。また、法学部の専門基礎科目の一つである「民法法入門」においては、高校教育と大学教育の架橋を意識されて、初学者にわかりやすい授業を実践され、さらに、経済学部や経営学部の学生が履修できる商法の講義においては、他学部の学生に対する法学教育にも力を注がれました。

先生は、二〇一一年四月から二年間法学部長として、学部および大学の運営に大きく貢献をされました。そのほか、大学会議、教務部委員会、甲南大学学生支援委員会、甲南大学キャンパス・ハラスメント防止委員会、キヤリアセンタ―委員会をはじめとする17の委員・会議構成員を務められ、その温厚な人柄と細やかな心遣いにより、学部および大学の運営に献身されました。また、学外においても、二〇〇四年一〇月から四年間、さらに二〇一八年一〇月から二年間、日本私法学会理事を務められたほか、大阪府政府調達苦情検討委員会委員、神戸市外郭団体管理に関する検討委員会委員、神戸市外郭団体の経営評価に関する委員会委員を歴任されました。

前嶋先生の主要な研究テーマは「取締役の対第三者責任」であり、甲南法学四九巻一・二号（二〇〇九年）に

掲載された論文「取締役の対第三者責任―平成期の判決等の傾向―」においては、平成に入ってから二〇年ほどの間に一〇〇を超えて出された取締役の対第三者責任に関する判決等を、事例の類型ごとに分析し、理論的妥当性について検討を加えられ、「対第三者責任規定を本来の適用範囲を拡大して適用しているという危惧が、折に触れて述べられてきたが、具体的な事例を前にして、理論的な解釈を置き去りにして安易に適用されている事例が思っていた以上に多いと感じずにはいられない」と結ばれています。このほか甲南法学五四卷三・四号（二〇一四年）に掲載された判例研究「会社分割の濫用と詐害行為取消権―最高裁判所平成二四年一〇月一二日第二小法廷判決―」では、会社分割制度立法の経緯、濫用的会社分割についてのこれまでの債権者救済事例をのべた後、本件で問題となった会社分割と詐害行為取消権行使について詳細に検討され、また、甲南法学五六卷三・四号（二〇一六年）に掲載された判例研究「会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について―最高裁判所平成二七年二月一九日第一小法廷判決―」では、相続されたが分割未了であり複数者の準占有となつてゐる株式について、権利行使者に関する相続人間での意思統一もなされず、会社に対する権利行使者指定・通知もなされていなかった場合において、会社法一〇六条ただし書きにより、いかなる会社の同意が適法となるかについて、株式準共有に関する会社法制定前の議論をも考慮しつつ考察されています。このような前嶋先生の「取締役の対第三者責任」に関するご研究は、本学着任以前からの一貫した研究の積み重ねによつて結実したものであり、それは、わが国の会社法理論と実務の研究および本学における学生教育に特筆すべき成果をもたらしました。

このたび、甲南大学法学会は、前嶋先生の長きにわたるご功績と学恩に敬意と感謝の気持ちを含めて、『甲南法学』の本号を退職記念号として献呈させていただきます。先生の今後のご健康とご多幸を心より祈念いたします。

甲南大学法学部長

前田 忠 弘